

公益社団法人 日本気象学会
国際学術交流助成規程

制定 平成 6 年 (1994 年) 8 月 1 日

改正 平成 24 年 (2012 年) 7 月 27 日

改正 平成 24 年 (2012 年) 8 月 1 日

- 1 目的
国外の気象関係組織もしくは研究者と、我が国の気象関係組織もしくは研究者の学術交流の奨励・助成を目的とする。
- 2 対象
前項の目的に合致した以下の活動に対して、旅費もしくは滞在費の一部または全額の助成を行う。
 - (1) 国外で開催される国際学術研究集会等における若手研究者の研究発表。
 - (2) 我が国の研究者が招聘者となる、国外の研究者の我が国への招聘。
 - (3) 我が国の気象関係組織の研究者が責任者となって実施する国際学術交流に貢献する事業。
- 3 応募
助成に対する応募については、以下の項目の該当者が国際学術交流委員会（以下、「委員会」という。）に申請する。
 - 2(1)については、当該会議等へ出席し発表を行う若手研究者。
 - 2(2)については、招聘者である研究者。
 - 2(3)については、その事業の責任者。
- 4 選考
 - (1) 委員会は助成金の受領者の選考を行い、その結果を理事会に報告する。
 - (2) 委員会は選考にあたって学識経験者よりなる選考委員会を設けることができる。
 - (3) 応募の申請者の関係者は選考に加わることができない。
- 5 助成金受領者の義務
助成金を受領した若手研究者、招聘者である研究者、事業の責任者は、当該活動終了後 30 日以内に、委員会に報告書を提出しなければならない。また、「天気」に当該活動の概要を報告しなければならない。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

付則

- 1 この規定は平成 6 年 (1994 年) 8 月 1 日より施行する。
- 2 (平成 24 年 7 月 27 日 理事会議決) 規定から規程に変更する。
- 3 この規程の変更は平成 24 年 (2012 年) 8 月 1 日より施行する。